

国外転出時課税制度のあらまし

平成27年度税制改正において、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出(贈与・相続)時課税」といいます。）が創設され、**平成27年7月1日から施行**されます（以下、これらを総称して「国外転出時課税制度」といいます。）。

I 国外転出時課税

平成27年7月1日以後に**国外転出**（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をする一定の居住者が**1億円以上の有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引**（以下「対象資産」といいます。）を所有等（所有又は契約の締結をいいます。以下同じです。）している場合には、国外転出の時に、その対象資産について譲渡又は決済（以下「譲渡等」といいます。）があったものとみなして、対象資産の含み益に所得税が課税されます。

詳しくは2ページへ

II 国外転出(贈与・相続)時課税

1 非居住者へ対象資産を贈与した場合(国外転出(贈与)時課税)

贈与の時に1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者が、**国外に居住する親族等(非居住者)**へ対象資産の全部又は一部（以下「贈与対象資産」といいます。）を**贈与**した場合には、その贈与の時に、贈与者が贈与対象資産を譲渡等したものとみなして、贈与対象資産の含み益に所得税が課税されます。

詳しくは6ページへ

2 非居住者が相続又は遺贈により対象資産を取得した場合(国外転出(相続)時課税)

相続開始の時に1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者（以下「適用被相続人等」といいます。）から、**国外に居住する相続人等**（以下「非居住者である相続人等」といいます。）が、**相続又は遺贈**により、対象資産の全部又は一部（以下「相続対象資産」といいます。）を取得した場合には、その相続開始の時に、適用被相続人等が相続対象資産を譲渡等したものとみなして、相続対象資産の含み益に所得税が課税されます。

詳しくは7ページへ

※ 国外転出時課税制度の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「各種減額措置等」といいます。）を受けることができます。

詳しくは3ページへ

国外転出時課税において、**納税猶予制度や各種減額措置等を受けるためには、国外転出の時点で納税管理人の届出書を所轄税務署に提出**するなどの手続が**必須**となりますので、ご注意ください。

- 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告の際には、このパンフレットに掲載の所得税のほか、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。
- 社会保障・税番号制度の導入により、平成28年1月以後に提出する届出書等には、個人番号の記載が必要となります。
- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。



税務署

平成27年5月

この社会あなたの税がいきている

I 国外転出時課税

1 国外転出時課税の概要

国外転出時課税は、国外転出をする時点で1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者に対して、国外転出の時に、次の(1)又は(2)の金額で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その対象資産の含み益に所得税が課税される制度です。

(注) 対象資産の種類などに応じ、譲渡所得、雑所得又は事業所得として、国外転出をした年分の所得税を計算することとなります(国外転出(贈与・相続)時課税においても同様です。)

(1) 国外転出後に確定申告書を提出する場合

国外転出の時にける次の金額

- ① 有価証券等の価額に相当する金額
- ② 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

(2) 国外転出前に確定申告書を提出する場合

国外転出予定日から起算して3か月前の日(同日後に取得又は契約締結したものはその取得又は契約締結の時)における次の金額

- ① 有価証券等の価額に相当する金額
- ② 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

対象者

国外転出の時ににおいて、次の①及び②のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- ① 所有等している対象資産の**上記(1)又は(2)の金額**の合計額が**1億円以上**であること。
- ② 国外転出をする日前10年以内において国内に**5年を超えて**住所又は居所を有していること^(注)。

(注) 国内に住所又は居所を有していても、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理等)で在留していた期間は、国内に住所又は居所を有している期間(以下「国内在住期間」といいます。)に含まれないこととされています。また、平成27年6月30日までに同法別表第二の上欄の在留資格(永住者、永住者の配偶者等、定住者等)で在留している期間がある場合は、その期間も国内在住期間に含まれないこととされています。

なお、国内に住所及び居所を有していない期間があっても、国外転出時課税制度の納税猶予の特例の適用を受けていた期間がある場合は、その期間は国内在住期間に含むこととされています。

対象資産

国外転出時課税の
対象資産

有価証券等

- ・ 有価証券(株式、投資信託等)
- ・ 匿名組合契約の出資の持分

未決済信用取引等

- ・ 未決済の信用取引
- ・ 未決済の発行日取引

未決済デリバティブ取引

- ・ 未決済のデリバティブ取引

(注) 1 国外転出(贈与・相続)時課税においても対象資産は同じです。

2 対象資産については、含み益があるかどうかにかかわらず、全ての対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかを判定します。

また、譲渡による所得が非課税となる国債、地方債等の公社債^(※)、NISA口座内の有価証券や国外で所有等している対象資産についても、国外転出時課税制度の対象資産として1億円以上となるかの判定に含める必要があります。

※ 国債、地方債等の一定の公社債等の譲渡による所得は、平成28年1月1日から課税対象となります。

2 納税猶予制度

国外転出の時までに「納税管理人の届出書」を提出した方は、一定の要件の下、国外転出時課税の適用により納付することとなった所得税について、国外転出の日から5年を経過する日まで納税が猶予されます。

納税猶予の特例の適用を受けるための手続

確定申告時	確定申告期限までに、一定の書類（ 提出書類一覧 （8ページ）の1を参照してください。）を添付した 確定申告書を提出し 、かつ、納税猶予分の所得税額及び利子税額に相当する 担保を提供する 必要があります。
納税猶予期間中	納税猶予期間中は、各年12月31日において所有等している適用資産（納税猶予の特例の適用を受けている対象資産をいいます。以下同じです。）について、適用資産の種類、名称、銘柄別の数量などを記載した「 継続適用届出書 」を、同日の属する年の翌年3月15日（以下「提出期限」といいます。）までに、所轄税務署に提出する必要があります。 なお、提出期限までに提出がなかった場合は、その期限から4か月を経過する日に納税猶予期限が確定し、納税が猶予されていた所得税及び利子税を納付することとなります。
期限延長	納税猶予期限を5年延長することができます。 延長するためには、国外転出の日から5年を経過する日までに、「 延長届出書 」を所轄税務署に提出する必要があります（延長後の納税猶予期限は国外転出の日から10年を経過する日となります。）。

3-1 各種減額措置等（納税猶予の特例の適用を受けていることが条件となっていないもの）

国外転出の日から5年を経過する日（納税猶予の特例の適用を受け期限延長をしている場合は10年を経過する日）までに、次に掲げる場合に該当するときは、帰国の時まで引き続き所有等している対象資産又は贈与、相続若しくは遺贈により移転した対象資産について、国外転出時課税の適用がなかったものとして、国外転出をした年分の所得税を再計算することができます。このためには、**帰国などをした日から4か月以内**に更正の請求をする必要があります（**提出書類一覧**（8ページ）の2の②を参照してください。）。

①	帰国 （国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有することとなることをいいます。）をした場合
②	対象資産を 居住者に贈与 した場合
③	国外転出時課税の申告をした方が亡くなり、その国外転出の時に有していた 対象資産を相続（限定承認に係るものを除きます。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）により取得した相続人及び受遺者の全員が居住者となった場合

（注）対象資産の所得の計算につき、その計算の基礎となるべき事実の全部又は一部について、隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく所得については、課税取消しは認められません。

3-2 各種減額措置等（納税猶予の特例の適用を受けていることが条件となっているもの）

納税猶予の特例の適用を受けている方が、次に掲げる場合に該当するときは、次の減額措置等を受けることができます。

	国外転出後の状況	減額措置等	必要な手続
①	譲渡、決済又は限定相続等（4ページの※5を参照してください。）した際の適用資産の譲渡価額等が国外転出の時よりも下落している場合	譲渡、決済又は限定相続等した際の譲渡価額等で国外転出の時に譲渡等があったものとみなして、国外転出時課税により課された所得税を再計算することができます。	譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月以内 に更正の請求をする必要があります。
②	納税猶予期間の満了日（国外転出の日から5年又は10年を経過する日）の適用資産の価額が国外転出の時よりも下落している場合	納税猶予期間の満了日の価額で国外転出の時に譲渡等があったものとみなして、国外転出時課税により課された所得税を再計算することができます。	納税猶予期間の満了日から4か月以内 に更正の請求をする必要があります。
③	譲渡、決済又は限定相続等したときに、国外転出先の国の外国所得税と二重課税が生じる場合	外国税額控除を適用することができます。	外国所得税を納付することとなる日から4か月以内 に更正の請求をする必要があります。

（注）更正の請求をする場合に提出する書類については、**提出書類一覧**（8ページ）の2の②、③、④を参照してください。

1 国外転出の時までに納税管理人の届出をする場合

納税管理人^(※1)の届出

国外転出

納税猶予の特例の適用を受けるためには、**国外転出の時までに**、所轄税務署に「**納税管理人の届出書**」を提出し、納税管理人を定めておく必要があります。

納税管理人の届出書の様式は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。また、税務署にも用意しています。

※1 納税管理人とは、国内に住所を有していない又は有しないこととなる場合に、確定申告書の提出その他国税に関する事項を処理する個人又は法人をいいます。

期限内申告・担保の提供

確定申告期限
(翌年3月15日)

国外転出をした年分の確定申告期限までに、**国外転出の時の**価額^(※2)で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その年の各種所得に国外転出時課税の適用による所得を含めて所得税の確定申告書の提出及び納税^(※3)をする必要があります。

また、納税猶予の特例の適用を受ける場合は、確定申告期限までに、納税猶予分の所得税額及び利子税額に相当する**担保**^(※4)を提供する必要があります。

※2 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかについても、対象資産の**国外転出の時の**価額の合計額で判定します。

※3 納税猶予分の所得税額以外の所得税額がある場合は、その部分については確定申告期限までに納付する必要があります。

※4 担保として提供できる財産は、次のとおりです。
○ 不動産
○ 国債・地方債
○ 税務署長が確実と認める有価証券
○ 税務署長が確実と認める保証人の保証など

「継続適用届出書」の提出

提出期限
(各年12月31日の翌年3月15日)

納税猶予期間中は、各年12月31日において所有等している適用資産について、適用資産の種類、名称、銘柄別の数量などを記載した「**継続適用届出書**」を、所轄税務署に提出する必要があります。

提出期限までに**提出がなかった場合は**、**その期限から4か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定**することとなります。

※5 限定相続等とは、贈与、相続(限定承認に係るものに限りません。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限りません。)をいいます。

※6 譲渡、決済又は贈与した場合は、同日までに「納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」を、所轄税務署に提出しなければなりません。

納税猶予期間中の適用資産の譲渡、決済又は限定相続等^(※5)

譲渡等があった日から4か月以内

期限確定

価額下落

譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月を経過する日に、納税猶予期限が確定し、その期限までに譲渡、決済又は限定相続等した適用資産に応じて、納税が猶予されていた所得税及び利子税を**納付**する必要があります^(※6)。

譲渡、決済又は限定相続等した際の適用資産の譲渡価額等が国外転出の時の価額よりも下落している場合は、**譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月以内に更正の請求**をすることにより、国外転出の時にその下落した譲渡価額等で譲渡等があったものとみなして、国外転出をした年分の所得税を再計算することができます。

(注) 納税猶予の特例の適用を受けている場合において、国外転出先の国での譲渡、決済又は限定相続等に対して国外転出時課税による課税に伴う二重課税が考慮されずに外国所得税を納付することとなるときは、納付することとなる日から4か月以内に更正の請求をすることにより、**外国税額控除**を適用することができます。

※7 国外転出後に譲渡等した適用資産については、帰国の時まで引き続き所有等していないため、その譲渡等した適用資産についての課税取消しは認められません。

※8 5年(期限延長している場合は10年)を経過する日までに納税が猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要があります。

帰国(納税猶予期間の満了前)

帰国の日から4か月以内

課税取消し

期限確定

帰国の日から4か月以内に更正の請求をすることにより、帰国の時まで引き続き所有等している適用資産について、国外転出時課税の適用がなかったものとして、国外転出をした年分の所得税を再計算することができます^(※7)。

上記の課税取消しをしない場合は、納税猶予期限が確定し、**帰国の日から4か月以内に**、納税が猶予されていた所得税及び利子税を**納付**する必要があります。

納税猶予期間の満了(5年又は10年)^(※8)

適用資産の価額が国外転出の時よりも下落している場合は、**3-2**(3ページ)の②をご覧ください。

2 納税管理人の届出をせずに国外転出する場合

準確定申告書の提出

国外転出

国外転出をする日までに、**国外転出予定日から起算して3か月前の日**の価額^(※9)で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その年の1月1日から国外転出の時までにける各種所得に国外転出時課税の適用による所得を含めて所得税の**準確定申告書**の提出及び納税をする必要があります^(※10)。

※9 国外転出後に申告をする場合は、**国外転出の時**の価額となります。

※10 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかについては、①国外転出前に申告をする場合は、**国外転出予定日から起算して3か月前の日**の対象資産の価額の合計額で、②国外転出後に申告をする場合は、**国外転出の時**の対象資産の価額の合計額で判定します。

帰国（国外転出の日から5年以内に帰国した場合に限ります。）

帰国の日から4か月以内

課税取消し

帰国の日から4か月以内に更正の請求をすることにより、帰国の時まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税の適用がなかったものとして、国外転出をした年分の所得税を再計算することができます。

【参考1】主な対象資産の国外転出の時の価額の算定について

- 主な有価証券の国外転出の時（贈与の時、相続開始の時）又は国外転出予定日から起算して3か月前の日の価額については、原則として、次により算定した価額によります。
 - 上場されている株式等・・・金融商品取引所の公表する最終価格
 - ①以外の株式等・・・最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額、純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額
 - 利付公社債・・・売買参考統計値の平均値等+（既経過利息の額-源泉所得税相当額）
- 未決済信用取引等に係る利益の額又は損失の額については、次により算定した金額によります。
 - 売付けをしている場合・・・売付けをした有価証券の売付けの対価の額から国外転出の時に有している有価証券の時価評価額^(注)に有価証券の数を乗じて計算した金額を控除した金額
 - 買付けをしている場合・・・買付けをした有価証券の時価評価額^(注)に有価証券の数を乗じて計算した金額から買付けの対価の額を控除した金額

(注) 取引所売買有価証券（上場株式）の場合は、金融商品取引所の公表する最終価格となります。
- 未決済デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額については、例えば、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引は、金融商品取引所又は外国金融商品市場における最終価格により決済したものとした場合に授受される差金に基づく金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した金額となります。

【参考2】納税猶予期限の主な確定事由

納税猶予期間の満了前に、次の①から⑦までの場合に該当することとなったときは、納税猶予期限が確定することとなり、次の納税猶予期限までに、納税が猶予されていた所得税及び利子税（下記「【参考3】利子税について」を参照してください。）を納付する必要があります。

主な確定事由は次のとおりです。

	納税猶予期限の確定事由	納税猶予期限
①	対象者が亡くなり、適用資産の相続（限定承認に係るもの）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの）による移転があった場合（全部確定）	左の事由が生じた日から4か月を経過する日
②	適用資産の譲渡、決済又は贈与があった場合（一部確定又は全部確定）	
③	継続適用届出書の提出がなかった場合（全部確定）	継続適用届出書の提出期限から4か月を経過する日
④	継続適用届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合（全部確定）	税務署長により繰り上げられた期限
⑤	納税管理人を解任した場合において、その解任の日から4か月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかったとき（全部確定）	
⑥	納税管理人の死亡等の事実が生じた場合において、納税管理人の死亡等の事実の生じたことを知った日から6か月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかったとき（全部確定）	
⑦	対象者が亡くなり、非居住者である相続人等が相続開始の日の翌日から4か月以内に納税管理人の届出をしなかった場合（全部確定）	

【参考3】利子税について

納税猶予期間中に適用資産の一部を譲渡、決済又は贈与した場合など、納税猶予期限が確定した場合には、法定申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間について利子税がかかります。

なお、利子税の割合は、年7.3%と特例基準割合^(※)のいずれか低い割合を適用します。

※ 特例基準割合とは、各年の前々年10月から前年9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合をいいます。

なお、平成27年における利子税の割合は、年1.8%です。

Ⅱ 国外転出(贈与・相続)時課税

1 非居住者へ対象資産を贈与した場合(国外転出(贈与)時課税)

国外転出(贈与)時課税の概要

国外転出(贈与)時課税は、贈与の時点で1億円以上の対象資産(**対象資産** (2ページ)と同じです。)を所有等している一定の居住者(対象者)が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の全部又は一部(贈与対象資産)を贈与した場合に、その贈与の時に、贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、その贈与対象資産の含み益に対して贈与者に所得税が課税される制度です。また、国外転出(贈与)時課税においても、国外転出時課税と同様に、納税猶予制度や各種減額措置等※(外国税額控除を除きます。)を受けることができます。

※ 各種減額措置等については、 **3-1** 及び **3-2** (3ページ)をご覧ください。

対象者

贈与の時に、次の①及び②のいずれにも該当する居住者(贈与者)が、国外転出(贈与)時課税の対象者となります。

- ① 贈与者が所有等している対象資産の贈与の時の価額の合計額が **1億円以上** であること。
- ② 贈与の日前10年以内において贈与者が国内に **5年を超えて** 住所又は居所を有していること(注)。

(注) 国内在住期間の判定に当たっては、国外転出時課税の **対象者** (2ページ)の注を参照してください。

● 国外転出(贈与)時課税の主な申告手続等の流れ(贈与後)

提出書類は8ページへ

期限内申告・担保の提供

確定申告期限
(翌年3月15日)

贈与者は、**贈与をした年分の確定申告期限まで**に、**贈与の時の**価額(※1)で贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、その年の各種所得に国外転出(贈与)時課税の適用による所得を含めて所得税の確定申告書の提出及び納税(※2)をする必要があります。

また、納税猶予の特例の適用を受ける場合は、**確定申告期限まで**に、納税猶予分の所得税額及び利子税額に相当する**担保を提供する**必要があります。

※1 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかについても、対象資産の**贈与の時の**価額の合計額で判定します。

※2 納税猶予分の所得税額以外の所得税額がある場合は、その部分については確定申告期限までに納付する必要があります。

「継続適用届出書」の提出

提出期限
(各年12月31日の翌年3月15日)

納税猶予期間中は、**贈与者は**、受贈者(非居住者)が各年12月31日において所有等している適用贈与資産(納税猶予の特例の適用を受けている贈与対象資産をいいます。以下同じです。)について、適用贈与資産の種類、名称、銘柄別の数量などを記載した「継続適用届出書」を所轄税務署に提出する必要があります(※3)。

※3 提出期限までに**提出がなかった場合は**、その期限から**4か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定**することとなります。

納税猶予期間中の適用贈与資産の受贈者(非居住者)による譲渡、決済又は限定相続等(※4)

譲渡などがあった日から4か月以内

譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月を経過する日に、納税猶予期限が確定し、その期限までに譲渡、決済又は限定相続等した適用贈与資産に応じて、納税が猶予されていた所得税及び利子税を**納付**する必要があります(※5)。

譲渡、決済又は限定相続等があった際の適用贈与資産の譲渡価額等が、贈与者が受贈者(非居住者)へ贈与した時の価額よりも下落している場合は、**譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月以内に更正の請求**することにより、贈与者が非居住者へ贈与をした時に、その下落した譲渡価額等で譲渡等があったものとみなして、非居住者へ贈与をした年分の所得税を再計算することができます。

※4 限定相続等については、4ページの※5を参照してください。

※5 適用贈与資産を譲渡、決済又は贈与した受贈者(非居住者)は、**譲渡、決済又は贈与の日から2か月以内に**、譲渡した旨などを贈与者に通知しなければなりません。また、贈与者は、同日から**4か月以内**に「納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」を、所轄税務署に提出しなければなりません。

受贈者(非居住者)の帰国(納税猶予期間の満了前)

帰国の日から4か月以内

課税取消し
期限確定

帰国の日から4か月以内に更正の請求することにより、帰国の時まで引き続き所有等している適用贈与資産について、国外転出(贈与)時課税の適用がなかったものとして、贈与をした年分の所得税を再計算することができます(※6)。

上記の課税取消しをしない場合は、納税猶予期限が確定し、**帰国の日から4か月以内に**、納税が猶予されていた所得税及び利子税を**納付**する必要があります。

※6 贈与の日から5年以内に受贈者(非居住者)が帰国した場合は、納税猶予の特例の適用を受けていない贈与者も更正の請求ができます。

※7 5年(期限延長している場合は10年)を経過する日までに納税が猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要があります。

納税猶予期間の満了(5年又は10年)(※7)

適用贈与資産の価額が贈与の時よりも下落している場合は、**3-2** (3ページ)の②をご覧ください。

5ページの【参考1~3】についても併せてご覧ください。

2 非居住者が相続又は遺贈により対象資産を取得した場合（国外転出(相続)時課税）

国外転出(相続)時課税の概要

国外転出(相続)時課税は、相続開始の時点で1億円以上の対象資産（**対象資産**（2ページ）と同じです。）を所有等している一定の居住者(対象者)が亡くなり、非居住者である相続人等がその相続又は遺贈により対象資産の全部又は一部(相続対象資産)を取得した場合に、その相続開始の時に、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その相続対象資産の含み益に対して適用被相続人等に所得税が課税される制度です。また、国外転出(相続)時課税においても、国外転出時課税と同様に、納税猶予制度や各種減額措置等*（外国税額控除を除きます。）を受けることができます。

※ 各種減額措置等については、**3-1** 及び **3-2**（3ページ）をご覧ください。

対象者

相続開始の時に、次の①及び②のいずれにも該当する居住者(適用被相続人等)が、国外転出(相続)時課税の対象者となります。

- ① 被相続人が所有等している対象資産の**相続開始の時の**価額の合計額が**1億円以上**であること。
- ② 相続開始の日前10年以内において被相続人が国内に**5年を超えて**住所又は居所を有していること(注)。

(注) 国内在住期間の判定に当たっては、国外転出時課税の**対象者**（2ページ）の注を参照してください。

● 国外転出(相続)時課税の主な申告手続等の流れ（相続開始後）

提出書類は8ページへ

期限内申告（準確定申告）・担保の提供

確定申告期限
(相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内)

相続人は、**相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内**に、**相続開始の時の**価額(※1)で相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その年の各種所得に国外転出(相続)時課税の適用による所得を含めて、**適用被相続人等に係る**所得税の**準確定申告書**の提出及び納税(※2)をする必要があります。

また、納税猶予の特例の適用を受ける場合は、**確定申告期限まで**に、納税猶予分の所得税額及び利子税額に相当する**担保を提供し**、かつ、相続対象資産を取得した**非居住者である相続人等の全員**が、原則として連署による一の書面で**納税管理人の届出**をする必要があります。

※1 対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかについても、対象資産の**相続開始の時の**価額の合計額で判定します。

※2 納税猶予分の所得税額以外の所得税額がある場合は、その部分については確定申告期限までに納付する必要があります。

※3 相続人が複数いる場合は、原則として連署による一の書面で提出します。

※4 提出期限までに**提出がなかった場合は、その期限から4か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定**することとなります。

※5 限定相続等については、4ページの※5を参照してください。

※6 納税猶予の特例の適用を受けている相続人は、**譲渡、決済又は贈与の日から4か月以内**に「納税猶予期限の適用資産等の明細書」を、所轄税務署に提出しなければなりません。

※7 相続開始の日から5年以内に非居住者である相続人等の全員が帰国した場合は、納税猶予の特例の適用を受けていない相続人も更正の請求ができます。

※8 5年(期限延長している場合は10年)を経過する日までに納税が猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要があります。

「継続適用届出書」の提出

提出期限
(各年12月31日の翌年3月15日)

納税猶予期間中は、**相続人は**、非居住者である相続人等が各年12月31日において所有等している適用相続資産（納税猶予の特例の適用を受けている相続対象資産をいいます。以下同じです。）について、適用相続資産の種類、名称、銘柄別の数量などを記載した「**継続適用届出書**」を所轄税務署に提出する必要があります(※3・4)。

納税猶予期間中の適用相続資産の非居住者による譲渡、決済又は限定相続等(※5)

譲渡などがあった日から4か月以内

期限確定

価額下落

譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月を経過する日に、納税猶予期限が確定し、その期限までに譲渡、決済又は限定相続等した適用相続資産に依りて、納税が猶予されていた所得税及び利子税を**納付**する必要があります(※6)。

譲渡、決済又は限定相続等があった際の適用相続資産の譲渡価額等が、適用被相続人等の相続開始の時の価額よりも下落している場合は、**譲渡、決済又は限定相続等の日から4か月以内に更正の請求**をすることにより、適用被相続人等の相続開始の時に、その下落した譲渡価額等で譲渡等があったものとみなして、相続開始の日の属する年分の所得税を再計算することができます。

相続対象資産を取得した非居住者である相続人等の全員が帰国(納税猶予期間の満了前)

帰国の日から4か月以内

課税取消し

期限確定

帰国の日から4か月以内に更正の請求をすることにより、帰国の時まで引き続き所有等している適用相続資産について、国外転出(相続)時課税の適用がなかったものとして、相続開始の日の属する年分の所得税を再計算することができます(※7)。

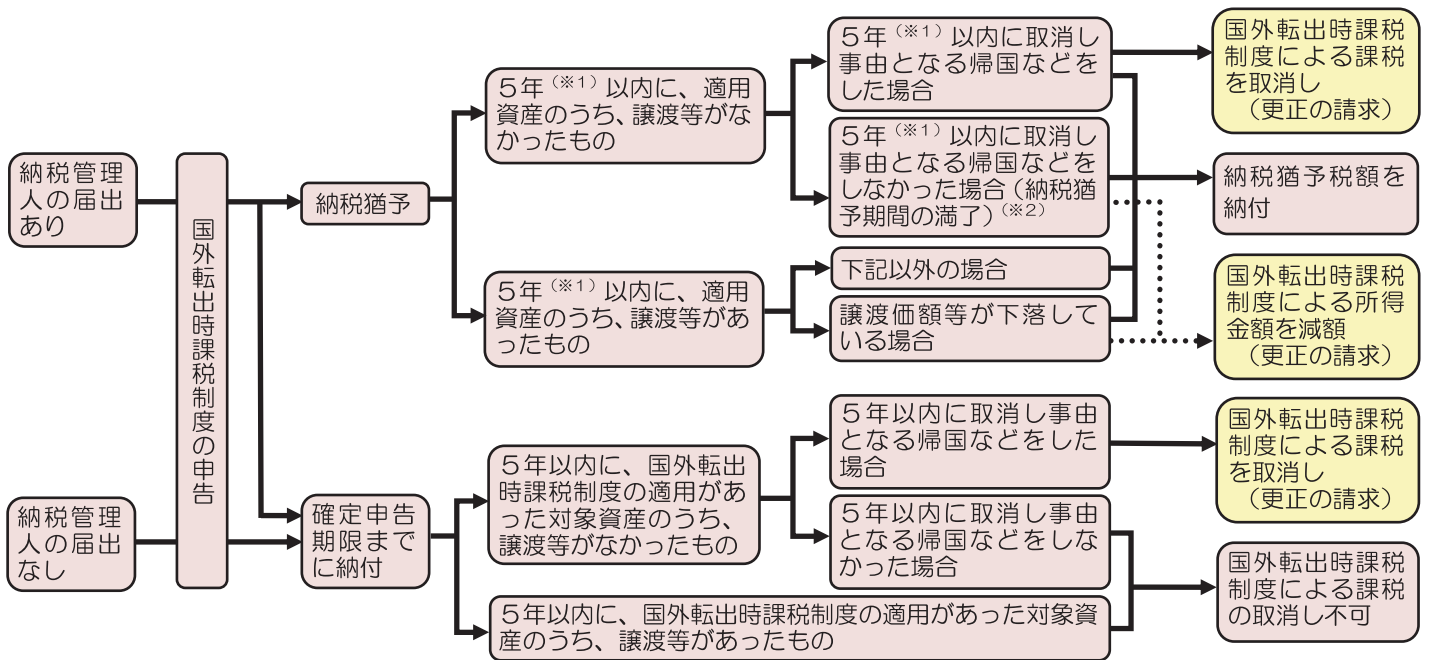
上記の課税取消しをしない場合は、納税猶予期限が確定し、**帰国の日から4か月以内**に、納税が猶予されていた所得税及び利子税を**納付**する必要があります。

納税猶予期間の満了(5年又は10年)(※8)

適用相続資産の価額が相続開始の時よりも下落している場合は、**3-2**(3ページ)の②をご覧ください。

5ページの【参考1~3】についても併せてご覧ください。

【参考4】 国外転出時課税制度の納付についてのフローチャート



※1 納税猶予期限を延長している場合は10年となります。

※2 納税猶予期間の満了日の適用資産（適用贈与資産、適用相続資産）の価額が国外転出の時（贈与の時、相続開始の時）よりも下落している場合には、更正の請求をすることができます。

注 国外転出（贈与）時課税の対象となる贈与者が、納税猶予の特例の適用を受ける場合は、納税管理人の届出は必要ありません。ただし、その贈与者が納税猶予期間中に国外転出をする場合は、国外転出の時までに納税管理人の届出をする必要があります。

提出書類一覧

1 確定申告をする場合

提出書類		納税猶予の特例の適用の有無	有	無
①	所得税及び復興特別所得税の確定申告書		○	○
②	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など ^(※1)		○	○
③	国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》		○	○
④	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書		○	-
⑤	担保関係書類 ^(※2)		○	-

※1 対象資産の種類に応じて各種計算明細書を作成し、提出してください。

※2 提出していただく担保関係書類は、担保として提供しようとする財産に応じて異なりますので、詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

2 更正の請求をする場合又は納税猶予期限の確定事由が生じた場合

申告後の状況		④適用資産の一部譲渡などの納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合	⑤譲渡などした適用資産の価額下落により更正の請求（減額）をする場合	⑥外国所得税と二重課税が生じ、更正の請求（外国税額控除）をする場合	⑦帰国などにより更正の請求（取消し）をする場合	⑧納税猶予期間の満了日の適用資産の価額下落により更正の請求（減額）をする場合
提出書類						
①	更正の請求書 ^(※1)	-	○	○	○	○
②	更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類 ^(※1)	-	○	○	○	○
③	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書 ^(※2)	○	-	-	-	-
④	外国税額控除に関する明細書等	-	-	○	-	-

※1 更正の請求をするためには、④適用資産の一部譲渡などがあった日、⑥外国所得税を納付することとなった日、⑦帰国などの取消し事由があった日又は⑧納税猶予期間の満了日から4か月以内に該当する書類を所轄税務署へ提出する必要があります。

※2 適用資産の一部譲渡などがあった日から4か月を経過する日までに③の書類を所轄税務署へ提出し、納税が猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要があります。

3 継続適用届出書を提出する場合

納税猶予期間中は、各年12月31日において所有等している適用資産について、適用資産の種類、名称、銘柄別の数量などを記載した届出書（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書）を同日の属する年の翌年3月15日（土・日曜日の場合は翌月曜日）までに、所轄税務署へ提出する必要があります。